

タイトル:『年収の壁』130万円以上でも引き続き扶養に

年収が一定額を超えると健康保険等の保険料負担によりパート労働者らの手取りが減る「年収の壁」問題をめぐり、厚生労働省において「年収の壁・支援強化パッケージ」が定められ、その中のひとつとして、年収130万円以上でも扶養にとどまれるようにすることが決定されました。(令和7年に予定されている次期年金制度改正に向けての時限措置)

これに伴い共済組合においても同様の取扱いを行いますので、具体的な内容についてお知らせします。

パート・アルバイトで働く被扶養者が繁忙期に労働時間を延ばすなどにより収入が一時的に上がった(以下「一時的な収入変動」という)としても、事業主がその旨を証明することで引き続き被扶養者として認定されます。(厚生労働省のQ&Aはこちら)

「一時的な収入変動」に該当する場合は次のようなケースとなります。

- ①当該事業所の他の従業員が退職したことによる当該労働者の業務量の増加
- ②当該事業所の他の従業員が休職したことによる当該労働者の業務量の増加
- ③当該事業所における業務の受注が好調だったことによる当該事業所全体の業務量の増加
- ④突発的な大口案件による当該事業所全体の業務量の増加

「一時的な収入変動」とは認められないケース

- ①フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない
- ②基本給が上がった場合、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実である

※勤務条件の変更等により健康保険の加入義務が生じる場合は、被扶養者の資格を取り消すこととなります。(就職による被扶養者の取消と同様)

別居の被扶養者の取扱い

別居の被扶養者については、被扶養者の収入額以上の仕送りを行っていることが要件となります。

「一時的な収入変動」があった場合、増額後の収入額以上の仕送りが必要となりますので、仕送り額が収入額に満たない場合、被扶養者として認定できません。

60歳以上の方、障害年金の受給権を有する程度の障害をお持ちの方については、収入基準額が180万円となります。

- ・他に事業収入、年金収入がある場合、同額を含めて収入基準額未満であるかの判断を行います。

- ・父母合算収入基準（父母のどちらか一方が収入基準額未満であっても、他方の収入額を合わせた父母合算収入が収入基準額の合計以上となっている場合は、被扶養者として認定できない）に際しても同様に判断します。

被扶養者の認定申請

「一時的な収入変動」に該当し、新たに認定申請を行う場合は、通常の申請書類に加え、別紙様式『[被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書](#)』を提出してください。

下記期日までに受け付けた者については、「年収の壁・支援強化パッケージ」の取扱いの適用開始日である『令和5年10月20日』付けで被扶養者の認定を行います。

提出期限：令和5年12月28日（共済組合必着）

この取扱いは「連続2回」まで

「一時的な収入変動」の確認については、毎年行っている被扶養者実態調査において判断することになります。

なお、新たに申請が行われた場合については、これを1回目とし、令和6年度の被扶養者実態調査が2回目となります。（令和7年度の被扶養者実態調査においては、「一時的な収入変動」であっても130万円以上であれば継続認定できません）